

2024年3月1日現在

アンテナショップ「チャレンジ販売制度」について

栃木県アンテナショップ「とちまるショップ」では、県産品の更なる商品力向上を目指し、チャレンジ販売制度を実施いたします。

【チャレンジ販売制度とは】

栃木県内の事業者から募集した県産品を、栃木県アンテナショップ「とちまるショップ」で、3ヶ月間販売し、そこで得られた情報を事業者にフィードバックすることにより、首都圏における販売しやすい商品づくりを支援するものです。

【チャレンジ販売期間】

販売期間は原則3ヶ月とします。本採用商品への切り替え等については、当該商品の売上状況及びお客様の声を踏まえ、栃木県アンテナショップ事務局商品審査会で協議し決定します。ショップ内にチャレンジコーナーを設置（※冷蔵・冷凍商品は店舗設備の関係上、通常の販売場所）し販売を行いません。

【募集期間】

① 令和6年3月1日～令和6年5月31日までのお申込み

⇒ 選定後の販売期間 令和6年7月1日～9月30日

② 令和6年6月1日～8月31日までのお申込み

⇒ 選定後の販売期間 令和6年10月1日～12月31日

③ 令和6年9月1日～11月30日までのお申込み

⇒ 選定後の販売期間 令和7年1月1日～3月31日

④ 令和6年12月1日～令和7年2月28日までのお申込み

⇒ 選定後の販売期間 令和7年4月1日～6月30日

以降、同様のターンにて取扱いを行います。

【販売条件】

(1)栃木県アンテナショップ「とちまるショップ」運営事業者が消化仕入を行います。

(2)チャレンジ販売商品の納入及び返品等は応募者の負担となります。返品等には、販売期間が終了した場合のほか、賞味期限が切れた場合や賞味期限が近づいた場合で運営事業者がやむを得ないと判断した場合を含みます。

(3) その他の販売条件については、運営事業者と協議していただきます。

【応募商品の要件】

栃木県アンテナショップ「とちまるショップ」商品取扱基準に準ずる商品とします。

特に以下の内容は遵守をお願い致します。

- (1) 食品衛生法、J A S 法等各種法令等に定められた表示義務等に対応していること。
- (2) J A S 法において原産地表示が義務付けられた加工食品については、表示される原材料の原産地が、国内であること。
- (3) 賞味・消費期限が1週間程度以上のもの。(青果物は除く)
- (4) PL (製造物責任) 保険 (同等以上の賠償責任保険でも可) に加入していること。
- (5) チャレンジ販売期間 (3ヶ月) 安定供給できるものであり、販売数量に著しい限定がないこと。
- (6) 運営事業者が試食販売を行う場合に、試食品を提供できること。

【応募者の資格】

主たる事業所が栃木県内に所在する製造業者

【応募方法】

申込みを希望する方は、栃木県アンテナショップ商品取扱申込書 (様式1~2)

に以下の書類を添付のうえ、(株)ファーマーズ・フォレスト 栃木県アンテナシヨ

ップ事務局まで提出してください。

- (1) P L 保険証書等の写し
- (2) 食品貼付表示の写真（表示内容がわかるように撮影願います）
- (3) 商品の写真（中身、パッケージ）
- (4) 商品のパンフレット
- (5) 会社のパンフレット又は本社・工場等の写真

※商品申込みは 1 回につき 2 商品まで申し込み可能です。（優先順位の高いものから記載してください）

※(2)(3)(4)は 1 商品ごとに提出してください。

【事務局 連絡先】

●メールで送付の場合 info@tochimaru-shop.com

●郵送の場合

〒321-2118 栃木県宇都宮市新里町丙 254

株式会社 ファーマーズ・フォレスト内 栃木県アンテナショップ事務局 宛

●電話 028-665-8800 （栃木県アンテナショップ事務局 宛）

【商品決定】

チャレンジ販売商品について、商品取扱基準をクリアした商品のうち、栃木県アンテナショップ事務局商品審査会で審査し決定します。商品決定した商品については、(株)ファ

ーマーズ・フォレストから決定通知を送付いたします。なお、販売開始時期について、販売スペースの都合や全体の商品構成等により、販売商品に決まっても、すぐに販売とならない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【応募フォーム】

「とちまるショップ」ホームページよりダウンロードしてください。

- ① 『チャレンジ販売制度』実施について（PDF）
- ② 『栃木県アンテナショップ商品取扱申込書』申込書（EXEL）
- ③ 『商品申込及び選定手順について』（PDF）

【チャレンジ販売制度フロー】

商品申込み → 商品選定 → チャレンジ商品登録 → チャレンジ商品コーナーでの販売（3ヶ月）・・・出品事業者へお客様の声・売上状況等をフィードバック（首都圏向けの商品づくり支援） → 本採用商品登録（本採用商品が決定時に、県・市町村に情報提供）

※基本的に全ての申し込み商品がチャレンジ制度からのスタートとなります。

※本採用登録後は通常販売商品同様、販売状況により改廃を行ってまいります。

以上